

仏名院と醍醐寺三宝院

高橋 慎一朗

はじめに

中世史研究における、寺院史研究の意義については、黒田俊雄氏が次のように指摘したことに集約されているといつてよい。すなわち氏は、「中世社会における寺社勢力のもつ比重の大きさは、もはや疑うことが出来ない」とし、「寺社勢力を社会の例外的存在とみなし、寺社が社会的・政治的に勢力をもつ状況を墮落的形態とだけみるのではなく、中世社会の基本的でかつ日常的な形態として把握して見る必要がある。」と述べている。

黒田氏の指摘をうけたその後の中世寺院史研究の進展はめざましいものがあり、大石雅章氏は昨今の情勢を「中世国家史・中世社会史・中世民衆生活史などを語るにおいて、もはや中世寺院史を無視しえない段階に至った」と総括している。中世において、寺社は世俗から全く隔離された自己完結の世界とみるのではなく、世俗との交流を持ち中世社会の一部を形づくっていたという認識は、既に学界共通のものとなっていると考えるとよいであろう。したがって、寺院がどのような独自の論理を持ち、一方でいかに世俗の論理の影響を受けたか、という視点が中世社会の実態解明には不可欠であろう。

それにはまず、寺院自体の組織・制度の研究が必要であるが、この面

でも黒田俊雄氏の業績は大きい。氏は中世寺院組織の二つの基本原理を抽出し、次のように述べた。

一つは、いわば公的な機構としての寺院の、中世の用語でいえば「寺家」の組織であつて、これは寺院大衆の和合の精神をたてまゑとするものであつた。そしていま一つは、いわば私的な師弟・門流としての集団原理によるもので、一般に門徒と称せられ、一三世紀ごろは門跡など「院家」の組織に集約するかたちでみられた。二つの原理は、寺社勢力がその体制を確立した一一世紀からすでに併存していた。

二つの原理のうち「門流」の原理は、顕密寺院においては、師匠から弟子への密教教義の伝授（師資相承）と私財の相伝によって成り立っていた。ここでいう「私財」とは主として寺院及び寺院に付属する所領・本尊・聖教等である。それらが相伝の対象となるについては、笠松宏至氏が明らかにしたように、本来は「僧物」と区別されるべき「仏物」が中世においては容易に「僧物」と化したという状況が背景にある。私財（寺院）相伝という行為こそまさに世俗の論理の影響を被りやすい局面であるが、「師資相承と一体化した寺院相伝」という論理が中世寺院の論理であつたわけである。

この師資相承の原理が発揮される場であるが、黒田氏自身は門跡など

の「院家」としているが、中世寺院における「師資相承原理」を重視した上川通夫氏は、寺家においても師資相承が機能したと主張している。⁶これに対して富田正弘氏は、「師資相承の原理あるいは所有の原理は、院家の原理であって、寺家の原理ではなかった」としている。⁷ただし、上川氏は、中世的師資相承を「特定の地位・権益の移譲」と「俸禄的な所領の給付や所職の推挙・補任」を機能させる原理と規定しており、⁸氏が寺家のレベルでの師資相承とする事例は、専ら後者の例である。したがって、師資相承を特定権益の相伝の側面に限定して考えるならば、やはり院家において主として見られる原理と言えよう。

そもそも「院家」という用語をいかに規定するかが問題となるが、これについては「院家」の成立・相承の実態を解明した永村眞氏の研究に従いたい。氏は、「院家」は「法流」存続の拠点⁹であり、「法人的存在ある「寺家」に対する概念」で、「寺域内にありながら、師資相承の原則のもとに私的な占有・経営と相承を「寺家」から承認された、寺僧止住の院地・堂舎・資材と経営組織」¹⁰であるとして、師資相承にも言及しつつ的確に規定している。

以上の諸研究からおおよそ言えることは、「寺家」と「院家」という二重構造をとるような大寺院においては、主として「院家」のレベルにおいて師資相承と一体の私財相伝が見られる、ということである。したがって、「寺家」と「院家」という二重構造をとらない寺院の場合は別に考察する必要がある。例えば、鎌倉時代初期の醍醐寺三寶院は、「院家」であると同時に座主房という「寺家」としての側面を持ったため、師資相承による相伝でなく現任座主の相伝という形態をとっていた。¹¹これは、特殊な例であるとしても、「院家」でもなく「寺家」でもない独立した中小の氏寺などでは、相伝の形態はどうであろうか。

この点では、上川通夫氏による勸修寺流藤原氏の氏寺である山城・勸

修寺についての研究が参考になる。氏によれば、勸修寺では、創立以来外護者一族の「露骨な後押し」という形であった別当就任が、十二世紀の寛信の就任からは師資相承の形式をとるといふ。ただし、氏の視点はあくまでも「門流」の成立にあるため、その後の勸修寺の相伝形態については詳しくは触れられていない。

よって、本稿では、中小の氏寺の相伝形態を中世を通じて考察してみたいと思う。従来の研究の蓄積のある大寺院との比較から、京都周辺の顯密系の氏寺的な中小寺院を対象にするのがよいであろう。そこで、京都の仏名院（普成仏院）という寺院の相伝の形態を考察してみることとする。この寺院は、女院の御願寺であり王家の氏寺であることから、世俗の影響を最も強く受けやすいであろうという意味でも、格好の考察対象である。

一 仏名院の建立

仏名院及び同院領についての研究は皆無に等しい。唯一、醍醐寺領に關する伊藤清郎氏の研究の中で、その相伝の経緯が簡単に述べられている。¹²しかしながら、氏の場合は、醍醐寺の「門跡領」の「支配の実態」に主眼が置かれており、しかも「鎌倉期には報恩院門跡配下にある」として、醍醐寺の院家であるという前提のもとに考察しているように見受けられる。これは、後述するように明らかに事実と反するものであり、本稿では仏名院の相伝の実態を可能な限り丹念に跡付けてみることにしたい。

そもそも仏名院は、もとの名を「普成仏院」と称したが、鎌倉時代後期より「仏名院」と呼ばれるようになっていく。普成仏院の建立のおおよその事情については、文治二（一一八六）年三月七日僧聖心讓狀（『大日本古文書 醍醐寺文書之二』二九六号。以下、『古』二二二九六のよう

に略記する)によって、知ることができる。

〔讓渡狀〕津国 九通之内〕
讓渡

普成仏院主職并野蔵庄・中庄知行事

右件院者、聖心依申請、美福門院御建立之御願也、聖心被補院主職賜本公驗、全無他妨所令領掌也、而覚遍為入室写瓶之弟子、○又法器之大將、仍彼院主職并付院家庄々、永讓渡于覚遍畢、更無相違可令知行、

(中略)

猶若、強背遺言者、我蒙五大忿怒・十大金剛之許、忽善惡靈令治罰彼偽弟、唯願、未來弟子、更勿遺失、仍為後日之証拠、注置之状如件、

文治式年參月七日

大阿闍梨聖心(裏花押)

普成仏院は、美福門院(藤原得子・鳥羽天皇皇后)の御願により聖心という僧が建立し、院領として摂津国野鞍庄と中庄が寄進されたことがわかる。野鞍庄は摂津国有馬郡(現兵庫県三田市)に位置し、以後仏名院と一体の院領として散見される。中庄については所見が乏しく、院領としての実態を早くに失ったのではないかと思われる。

また、鎌倉時代中期のものと思われる権僧正頼誓申状案(『古』二一四二七)の一節には、

当寺は 美福門院御願として平治年中ニ造立供養せられ候、後白川院たひく御臨幸の地にて候、彼庄又さいせむに当寺領ニよせられて仏聖灯油ようとうにあてられ候、

とあり、『平治年中』(一一五九―一六〇年)に建立されたことが伝えられている。

さらに、『百鍊抄』の安元二(一一七六)年八月十三日条には、

普成仏院^{後白河}内、供養多宝塔、上皇遺院司主典代、

と記されており、普成仏院が「今天王寺」と称していたことがわかる。鳥羽上皇や美福門院は平治以前に、たびたび、しかも決まって九月十日に摂津の四天王寺(天王寺)に参詣している。これは、浄土信仰の中心地・四天王寺における百万遍念仏に参加するためであった。したがって、普成仏院が美福門院を始めとする天皇家の天王寺信仰の、京都内における拠点として建立されたものと想像されるのである。

なお、普成仏院の位置については、鎌倉時代末期成立の『拾芥抄』所収「東京図」によれば、六条以南、佐女牛以北、朱雀以東、坊城以西の一町ということになる。左京の西端であって、現在の山陰本線丹波口駅の北、壬生寺の南にあたる。

さて、初代の院主に補任された聖心とは、どのような人物であったらうか。恐らくは、血脈類に、醍醐寺理性院流の祖・賢覚の弟子で「聖心・仏蔵房阿闍梨」と見える人物ではないかと思われる。また、仏蔵房聖心は高野山の明算を祖とする中院流(小野流の一派)の法流も、日禪より授けられている。加えて、高野山・大伝法院の学頭職を務めている。眞言密教の法流は、醍醐寺を中心とする小野流と、仁和寺を中心とする広沢流に大きく二分されるが、聖心は小野流に属していると言える。この仏蔵房聖心が、普成仏院主聖心と同一人物であることは、『山槐記』治承四(一一八〇)年三月二十二日条に、

今日猶礼百塔残廿八基、辰剋先礼常光院塔^{六波羅入道 相國泉守内}、及法住・法性・観音寺等、至東寺、於仏蔵房今天王寺塔、礼了、

とあることより明らかである。

それでは、なぜ聖心が美福門院の御願の寺の初代院主に補任されたのであろうか。第一には、聖心の理性院流賢覚弟子としての立場が関係していると思われる。すなわち、『醍醐寺新要録 卷第十二・理性院篇』に

は、

賢覚参美福門院御産四ヶ度、毎度勤此役、毎度易産、

とあって、美福門院が賢覚に深く帰依していたであろうと推測され、その縁で聖心が御願の寺の院主となったと考えられるのである。

第二には、聖心が九条兼実とも親交の深い念仏者であり、御白河上皇の命により『十念極楽易往集』を編纂したことで著名な人物であることがあげられる。普成仏院の建立の背後に、美福門院の四天王寺における念仏信仰があったとすれば、貴族社会において念仏者として知られる聖心は、格好の人物であったに違いない。

先に掲げた文治二(一一八六)年の聖心讓状(『古』二二二九六)によれば、普成仏院は聖心から弟子の覚遍に譲られている。この覚遍は、後に改名して円遍と名乗る人物である(『古』二二二九六包紙に「円遍覚遍」とある)。聖心讓状に「入室瓶弟子」とあることから、円遍は聖心から理性院流を付法されたものと思われる。その一方で円遍は、天福二(一二三四)年に普成仏院において寛遍を祖とする広沢流の一派・忍辱山流を、真遍から付法されており、忍辱山流の中に位置付けられている。

この間も、普成仏院及び院領野鞍庄は、いちおう願主・檀越たる美福門院が、本家として名目上領有しており、続いて他の美福門院領と共に娘の八条院に相伝されたらしく、承久三(一二二二)年の承久没収地の目録に次のように見える。

〔承久没収領所見〕

承久三年自関東 後高倉院、八条院御遺跡御願寺庄々等目録

一 庁分御領七十九ヶ所 〔野鞍庄本庁分御領專一也〕

一 安楽寿院領四十八ヶ所

一 歎喜光院領二十六ヶ所

一 蓮花心院領十五ヶ所

(中略)

已上 自余庄々略之、

庁分御領目録云

普成仏院

摂津国 野鞍庄

〔古』二二四七六(九)〕

右により、八条院領の一部として承久の乱後鎌倉幕府に没収され、改めて後高倉院に寄進されたことがわかる。

聖心から円遍への相伝の時点では八条院領であったわけであるが、八条院の側から院主人事に関与した形跡はなく、安堵の文書も残されていない。したがって、聖心から円遍への師資相承によって相伝されたといえてよいであろう。

普成仏院を相続した円遍は、宝治元(一二四七)年に讓状を作成している。

讓与

普成仏院々々主職・堂舎・聖教・房領別録在等事

右、件院主職・房領等者、円遍之師資相承之所帶也、而円遍已臨耆之間、依為入室灌頂之弟子、以彼院主職・房領等、相副本契目録等、永所讓与中納言僧都頼誉也、抑先年有嚴僧都、依師弟之儀、可附屬院主職之由、令約諾有嚴亡父但馬前司定員之処、有嚴受他流之上、居住遠所之間、旁雖無便于相承、依優定員、遂入壇、可相承所帶之由、度々雖示遣之、有嚴一切不叙用、

(中略)

不遂入壇者、更不可有師弟之儀、無師弟之儀者、雖有一旦之契約、全無可相承円遍之所職之理、爰中納言僧都頼誉、有往日師弟之好之

上、為器量之仁、朝暮随順、遂入壇之間、悉授申我道之秘密了、

(中略)

以此状、可被備向後之龜鏡、更不可有他妨之状如件、

宝治元年十二月二十七日 勾当法師

都維那法師 (花押)

寺主大法師 (花押)

上座大法師

(連署八名略)

執行権律師 (花押)

院主法印大和尚位 (花押)

〔兵庫県史 史料編中世七〕所収「醍醐寺文書」四号。以下

〔兵〕七―四のように略す。)

この讓状によれば、円遍は当初は有敵に普成仏院を讓与することを有敵の父と契約していたが、有敵が他の法流を受け円遍からの師資相承を拒んだため、契約を破棄したという。そして、円遍から師資相承を受けた頼誉に、改めて普成仏院を讓与することにしたのである。

したがって、普成仏院の相伝に際しては、師資相承が絶対不可欠の条件であったとが判明するのである。ただし、初代聖心から円遍が相承したのは、理性院流にしる中院流にしる、小野流の系統の法流であったはずであるが、円遍が讓状作成と同じ宝治元(一二四七)年の三月に頼誉に伝授したのは、広沢流系統の忍辱山流と思われる。すなわち、鎌倉時代初期の普成仏院の場合には、師資相承と寺院相伝が一体となっているが、ある特定の法流と寺院とは一体となっていない、ということが言える。

二 頼誉と頼遍

円遍から頼誉への讓与がそのまま何事もなく行われたならば、その後の事態はいま少し単純なものであったであろう。しかしながら、建長三(一二五二)年、普成仏院の相伝を複雑にする文書が作成された。

普成仏院後代院主職事

阿闍梨頼遍

右以人、中納言大僧都寺務之後、可被定此事、但件阿闍梨与大僧都

有違背事、不住院主房、於不存尋常者、全以不可然、一向可為院主

大僧都之計、仍書置此状実也矣、

建長三年四月廿二日 勾当

〔河通〕院主法印大和尚位 在判

執行権律師 在判

寺主大法師 在判

都維那法師 在判

〔古〕二―四一六(一)

円遍は、頼誉に院主を讓るにあたって、一期の後は頼遍に院主を讓るよう条件を付したのである。頼遍は、頼誉より四年遅れて、この建長三(一二五二)年に円遍から忍辱山流を付法された弟子である。これをうけて、頼誉は請文を提出している。

〔河通〕法印御房御門跡事、以御辺、頼誉一期之後、可為次第付属之由、承

候了、任此御契状、不可有相違候、恐々謹言、

建長三年十一月廿七日

〔頼通〕民部卿阿闍梨御房

〔古〕一―二一四(二)

頼誉も、自身の後は普成仏院を頼遍に讓ることを約したのである。

建長五(一二五三)年には、後嵯峨院庁下文にて頼誉の普成仏院進退が安堵されており(『古』二一四一七)、建長七(一二五五)年には「院主権大僧都」以下によって普成仏院供僧職補任が行われている(『古』二一三一八)ことから、頼誉が普成仏院を相伝されたことは確実である。頼遍は、円遍の讓状の通りに頼誉から頼遍へ譲与されるであろうことを前提に、建治三(一二七七)年に、自身の後は朝頭へ普成仏院を譲るよう約した書状を朝頭の父へ遣わしている。

当參峯籠依宿願、暫不可罷出候、而山之為体、霧深雪高候之間、殆薄命難持候、仍任年来之契約、如此申置候、普成仏院々主職并房舎・正教已下事、頼誉法印一期之後者、頼遍一向可管領進退之旨、先師円遍法印、書給讓状候、其上又頼誉法印同〔由力〕請文候了、然者、彼一期之後、頼遍可管領之條勿論候、依之御息今若御前、為頼遍之弟子、奉讓之候也、

(中略)

当寺本願性心大阿闍梨流付法者、頼遍・堯遍許候、不受彼流者、不可寺務事候、但頼誉法印者、不受彼流、寺務限一期之上、其身不堪稽古之間、先師円遍法印、強不勸授者也、若專其流而令寺務給者、嫡々相承、冥々加護不可有疑者也、

(中略)

建治三
正月廿三日

頼遍状 在判

朝
頭親父

三
條源少将殿

『古』二一四一六(五)

ここで注目すべきは、頼遍が初代院主聖心の法流を相承しているのに対して、頼誉は聖心の法流を円遍から付法されていないとし、「不受彼流者、不可寺務」と主張していることである。すなわち、頼遍は普成仏院

の相伝には、単なる師資相承ではなく、聖心の法流の師資相承が必要であると述べているのである。寺院と特定の法流の一体性を主張している点で興味深い。

ところが、頼誉は頼遍への相伝を行わず守誉へ譲与し、いっぽう頼遍は普成仏院の相伝を主張して、その後も双方の後継者が正当性を主張しあい、延々と相論が続くこととなったのである。双方の相伝の系譜は、建武三(一一三三六)年ごろの頼誉方の作成と推測される仏名院領撰津国野鞍庄相伝系図(『古』二一四一八)によって知ることができる。今その主要部分(注記等を略し、相伝関係のみを示す)を掲げてみる。

本願聖心大阿闍梨→円遍法印→頼誉僧正→守誉僧正→有助僧正

敵方

頼遍→朝頭→道源僧正→信助僧正→実性僧都

右側が頼誉方、左の「敵方」が頼遍方ということになる。

頼誉から守誉への讓状は、弘安三(一二八〇)年に作成されているが(『兵庫県史 史料編中世八』所収「醍醐寺文書(歴博所蔵田中穰氏旧蔵文書)」一四号。以下「兵」八一四のように略す)、同状には「門弟権少僧都守誉」とあり、相伝系図(『古』二一四一八)でも「頼誉僧止入室灌頂弟子」と記されている。また、『野沢血脉集 第三』において守誉は忍辱山流の道俊の付法弟子に位置付けられていることから、頼誉からも忍辱山流の師資相承を受けたものと考えられる。そして同年、守誉は、「頼誉僧正讓」に任せて「仏名院々主職寺領撰津国野鞍庄并房舎聖教等」を安堵するという、龜山上皇院宣(『兵』七一五)を獲得している。続けて、正応四(一二九一)年には、後宇多上皇の安堵の院宣(『兵』七一六)が出されている。

頼遍から普成仏院を譲与された形の朝頭は、当知行する守誉を相手に

相論を起こしたらしい。それに対する現院主・守誉側の「仏名院所司」の反論が残されており、『古』二一四一七)、七ヶ条にわたる論点の中の一つにおいて、右の建治三年の頼遍書状が問題にされている。

一 頼遍向背師範僧止事

是又背朝頭所進建長三年之状篇目等、向背師範、被義絶親父之子細、弘安三年七月十八日中納言僧正讓状已下支証等〇分明也、則如頼遍遣源少将之許建治状者、本願大阿闍梨之流者頼遍・堯遍許候、不受彼流者、不可寺務、但頼誉法印者不受彼流、寺務限一期之上、其身不堪稽古之間、先師円遍法印強不勸授者也取云々、此条不冥頭、不調此興状也、頼遍向背師匠之条分明之上、朝頭承伏了、凡法流已下相承之次第、代々契状分明也、則如文治二年聖心大阿闍梨状者、覚遍本通為入室瀉瓶弟子法器大得也、仍彼院主職并院家庄々永讓渡覚遍云々、次如宝治元年三位法印讓状者、中納言僧都頼誉往日有師弟好之上、為器量之仁、朝暮隨順、遂入壇之間、悉授申我道秘密訖、仍彼院主職房領等、相副本契目錄永所讓与彼頼誉云々、次如弘安三年中納言僧都讓状者、稚少僧都守一、遂入室出家授伝法灌頂、為朝夕隨順門弟之上、我道秘密已為法器公庭出仕可叶其要、依之院主職・寺領・房舍聖教已下、相具次第付属状・調度文書等、悉所讓与也取云々、已上、然則本願大阿闍梨以降至于当院主前大僧正坊、云法流云院務已下、嫡々相承、更無相違之処、背代々証状等、对師範僧正、頼誉法印者不受彼流、寺務限一期之上、其身不堪稽古、先師円遍法印強不勸授之由尽詞書載之上者、不孝苦言之条、何事如之哉、

(中略)

且弘安三年七月中納言僧正坊讓状与建治三年頼遍書状、被披見之時、違背敵对并不住逐電之支証、悉以可令露頭者也、

守誉の側は、頼遍が書状中で「頼誉は聖心の法流を受けておらず寺務の資格がない」と非難していることを取り上げ、代々の讓状を引用しつつ、聖心から覚遍(円遍)、円遍から頼誉、頼誉から守誉へと各々師資相承が行われているから、結果として聖心から守誉まで「嫡々相承」されていると反論しているのである。そして頼遍が頼誉を中傷する言葉を書状に載せたことを以て、頼誉への敵対とみなし、頼遍は被讓与の資格を失ったと主張しているのである。

守誉の側の主張は一見もつとものように受け取れる。だが、代々の讓状は師弟間の師資相承を証明はしているものの、「聖心の法流」の師資相承とは明言されていない。聖心から円遍へは聖心流が相承されたが、円遍↓頼誉↓守誉と相承されたのは、真遍から円遍へと付法された忍辱山流であったのである。したがって、頼遍・朝頭側が、寺院と法流の一体性を根拠に頼誉側を攻撃したのは、聖心の法流に関しては正鶴を得ていたのであるが、皮肉にも頼誉・守誉の側は、忍辱山流という別の「特定の法流」と寺院の一体性を實現してしまったのである。

結局、朝頭側は仏名院を奪回できなかったらしく、嘉元二(一一三〇四)年には守誉から有助への讓与が行われ、『兵』八一―一六)、翌嘉元三(一一三〇五)年には次のような後宇多上皇院宣が出されたのである。

仏名院々主職事、頼誉一期之後可讓補頼遍之由、円遍法印建長三年雖書置契状、頼遍令違背誉者、可為頼誉之計之由、同載彼状了、而頼遍遣康成朝臣之状、違背之趣、有所見之上者、任 後嵯峨院斤下文、相承不可有相違者、
院宣如此、仍執達如件、

嘉元三後十二月十一日 参議(花押)

謹上 大納言法印御房

〔醍醐寺文書〕九二函三五号。東京大学史料編纂所架蔵写真帳によ

る。

頼遍が頼誉に敵対したという点も含めて、全面的に守誉の側の主張が認められている。さらに、応長元(一一三二)年にも、安堵の後宇多上皇院宣(『兵』七二二三)が重ねて出されている。

『野沢血脈集 第三』によれば、守誉から有功へは、やはり忍辱山流の師資相承がなされていることがわかるが、これは同じ忍辱山流でも円遍↓頼誉↓守誉という流れではなく道俊↓守誉という法流の下に位置していることに注意しておきたい。また、守誉も有功も大納言を仮名としているが、これは両者がともに権大納言室町(藤原)実藤の息であることにより、実は俗系では兄弟の関係にあったのである。

このように、鎌倉時代後期の仏名院においては、広沢流の一派・忍辱山流の師資相承と一体の形で相伝が行われるようになっていたのである。加えて、守誉から有功への相伝に見られるように、俗縁による一族間の相伝がなされるにいたっていたが、この場合も、忍辱山流という特定の法流の師資相承が前提となっていたことはかわりないであろう。

三 房玄と賢俊

鎌倉後期の仏名院は、当知行している頼誉方の有功と、頼遍方の信助との争いに移った。有功は広沢流の中の忍辱山流に属し、信助は頼遍方であるから、これまでの相論の経過から考えれば小野流系の聖心の法流を相承しているはずであるが、そもそも頼遍自身が『血脈類集記』において忍辱山流の円遍弟子として位置付けられていたように、聖心の法流は史料の表面に現われてこない。よって、頼遍↓朝顕↓道源↓信助という相承において、聖心流が実際に相承されていたかは疑問が多い。

相伝系図(『古』二一四一八)には信助に「得道源僧正讓」と注記があるが、師資相承を表す文言は見られず、聖心流が相伝されたかは定かでない。

はない⁽²²⁾。道源は広沢流の一派・仁和寺御流を頼助から付法されており、信助もまた仁和寺御流(正確には仁和寺御流の分派である大覚寺御流)を後宇多上皇より付法され、仁和寺菩提院に住したこと⁽²⁴⁾から、むしろ広沢流の僧として位置付けられたのではないかと思われる。なお、道源は堀川(源)基具の息、信助は道源兄弟の具守の息であり、両者は同族でもあった。

いっぽう有功は言うまでもなく忍辱山流の相承者であるから、結局のところ、仁和寺系の僧どうしの相論となっていたのである。ところが、ここに新たに、醍醐寺系(小野流)の僧が仏名院をめぐる相論に参入してきたのである。その名を、房玄と言う。

房玄は、醍醐寺地藏院の院主で醍醐寺座主となった親玄から、地藏院流を付法されている。地藏院流は小野流の一派・三宝院流の支流である。親玄の有力な弟子には、覚雄と房玄とがいたが、覚雄が親玄と同族の久我氏の出身ということもあって、地藏院と、道教より親玄に伝えられた嫡流の聖教を相承し、房玄は醍醐寺清浄光院と、深賢より親玄に伝えられた聖教を相承した⁽²⁶⁾。

この房玄に対して、嘉暦三(一一三二)年、仏名院を安堵する文書が突如として出されたのである。

〔大覚寺先門主令旨〕^(朱筆)

仏名院并寺領撰津国野鞍庄事、以頼遍法印被定財主之條、度々 勅裁炳焉也、就中相承法流帶道源僧正契状之上者、寺務領掌不可有相違之由、大覚寺宮御消息所候也、仍執達如件、^(朱印)

嘉暦三年五月十六日 権大僧都 判

謹上 中納言大僧都御房^(朱筆)

〔古』二一四七六(二)〕

右の安堵状を、大覚寺宮性円法親王がいかなる立場から発給している

かというところ、実は本家としての立場によるものなのである。仏名院の本家職が、承久の乱後に幕府から後高倉院に寄進されたことはすでに述べた。その後、北白河院↓安嘉門院↓龜山院↓後宇多院と相伝され、後宇多上皇の時に大覚寺に寄付されたという(『古』三一四七七)。

以前の龜山・後宇多両上皇の院宣は、頼誓方の相伝をそのまま認めるものであったにもかかわらず、右の令旨はそうした経緯を全く無視して、頼遍の権利を認定したばかりか、頼遍方の信助の存在も顧みず、道源の契状を所持するという房玄に、仏名院管領を許している。これは本家が^{大覚寺}に替わった機会をとらえた房玄が、大覚寺宮との個人的関係からその積極的後押しを受けて安堵状を獲得したものとと思われる。

房玄の仏名院相伝の主張の根拠は、「法流相承」し「道源僧正契状」を帯す、ということにあり、一応は師資相承の形をとっていることになる。しかし、房玄が地蔵院親玄の最有力の弟子のひとりであり、彼の法流が地蔵院房玄方として醍醐寺の中で相承されていくことを考えあわせると、仁和寺御流の庶流に属する道源からの付法は、房玄としてさほど重要な意味を持っているように見えない。仏名院相伝のための形式的な師資相承という色合いが濃いように思われる。むしろ、大覚寺宮との親交を背景とした、大覚寺による本家の安堵そのものが、仏名院相伝の強力な根拠となっていたのではなからうか。

房玄が大覚寺宮と親交を結ぶに至った経緯については、櫛田良洪氏が「師親玄が大覚寺宮即ち御宇多法皇の国師であった関係で、自ずと房玄も大覚寺の門徒となって先門主性円法親王以来一切の進退を大覚寺宮に従ってきた」と述べているが、⁽³⁶⁾ どうも判然としない。そもそも、親玄は主として鎌倉において活動し鎌倉幕府と非常に親しい関係にあったことはその日記等よりも知られている。⁽³⁷⁾ それに比して、後宇多上皇などの大覚寺統とのつながりはほとんど見て取れず、親玄と後宇多上皇の親交か

ら房玄が大覚寺宮と昵懇になったという説は、俄には首肯しがたい。結局のところ、房玄が大覚寺宮に接近した理由は保留せざるを得ないが、地蔵院の相伝を許されず世俗的にはやや不遇にあった房玄が、勢力拡大のために大覚寺宮に接近したのかもしれない。

さて、房玄に仏名院安堵の令旨が出されたことで、頼誓方の有助も、頼遍方の信助もおおいに驚いたと思われる。有助も信助も、仁和寺を拠点とする点では共通であり、それまで敵対していた両者は、連合して房玄と対抗することになったようである。具体的には、鎌倉幕府に対して訴訟を起こしたのであるが、元徳三(一三三二)年に出された幕府の裁許(六波羅探題宛関東御教書)は次のようであった。

〔関東御下知状案〕

仏名院^{本名}成徳院主職并寺領撰津国野鞍庄事、美福門院御寄附于聖心上人以降、数代院務相承敢無相違、而称被入八條院御領目録、大覚寺二品親王御管領無謂之上、被記付御寄附之次第於彼目録裏訖、旁以不能予議之由、菩提院僧正信助・香隆寺僧正有助等雖申之、当庄為庁分御領專一、代々管領于今依無子細、^(後宇多)旧院已御寄進于大覚寺、捧一旦宛文、対論于本所、甚不可然、且裏書事、寺家御使又所論申也、縦為其実、不足龜鏡、仍所被奇捐也、^(兼)以此旨可申入西園寺殿之状、依仰執達如件、

元徳三年六月廿一日

^(北条茂時)右馬権頭在判

^(北条時益)越後守殿
^(北条時義)越後左近大夫将監殿

〔古〕二一四七六(三)

信助・有助の側は、そもそも大覚寺宮性円法親王が「管領」するの不当である、と訴え出たのである。このことから、房玄の仏名院相伝が、本家の強引な補任という側面があったことがわかる。信助・有助

は房玄を後押しする大覚寺宮の介入を阻止せんとしたわけである。

しかし、本家の八条院から大覚寺へ至る代々相承は疑いのない事実であった。従来の本家が露骨に仏名院の相伝に介入せず、新旧院主の師資相承を追認していたために、本家の存在が表面が現われなかったにすぎない。大覚寺宮性円親王が、初めて独自の行動を起こしたために、相論となったのである。幕府としては、とにかく大覚寺に本家職が寄進されている以上、それを非とする信助・有助の訴えは認められるものではなかった。

幕府の決定をうけて、同年の十月廿一日付で、重ねて房玄に仏名院を安堵する大覚寺宮性円法親王令旨〔古〕二一四七六(四)が出され、いよいよ房玄の立場は強まるかに見えた。

ほどなくして、幕府は滅亡、信助はとりあえず実性に相承するものの、実性は有助に対して去状を提出して一切の権利を放棄した〔古〕二一四一八)。対房玄のため大同団結がなされたと言ってよからう。大覚寺は言うまでもなく南朝・後醍醐寺天皇と近い関係にあり、それとの対抗上から有助は北朝に庇護を求めた。その結果、建武三(一三三六)年に次のような文書を得たのである。

仏名院并寺領撰津国野鞍庄事、且依相伝、且任実性僧都避状、可令
領掌給者、依
院宣、執達如件、

建武三年十二月廿九日

謹上 香隆寺僧正御房

(御房明)
参議(花押)

〔兵〕七―三七)

北朝の光厳上皇院宣により、仏名院の管領を安堵されたものである。近年、澤博勝氏は、両統迭立期の寺院の内部抗争を分析し、両統迭立の影響により寺院社会が分裂したのではなく、院政期以来の門流・寺家・院

家の各論理間の諸矛盾の延長線上に抗争があることを指摘した⁽³⁸⁾。仏名院相伝をめぐる相論に、南北朝の対立が反映している事情にも、同様の背景があったと言ってよく、相論の初発段階では両統迭立の影響はなく、房玄・大覚寺の相論参入によって不可避的に世俗の権威の対立が持ち込まれたにすぎない。

房玄の立場も微妙である。彼の日記によれば、貞和四(一三四八)年正月には、武家(室町幕府)の要請により天下静謐の祈禱を行い、別に北朝からの要請による天下静謐の祈禱も修している⁽³⁹⁾。その一方で、同年十月よりは、大覚寺の不壊化身院(理趣院ともいう。律院)に移住し⁽⁴⁰⁾、観心二(一三五二)年三月には南朝の拠る賀名生に赴いて北畠親房に対面したりしており⁽⁴¹⁾、親南朝の立場も崩していない。よって、房玄が大覚寺・南朝を頼りにしたのも、権威に募るといふかなり現実的な動機によるものが裏付けられていると言える。

有助は、安堵の院宣を得た翌年の建武四(一三三七)年、重大な決定を下した。

譲与

仏名院并房舎・聖教・寺領等事

右院主職者、有助五代相伝之趣、代々譲状勅裁等明鏡也、^(光厳上皇)当御代又被下安堵之、院宣事、仍相副調度文書、所譲与三宝贝院僧正^(賢後)也、但於未来領主者、以日野新黄門^(光厳)息為其仁、公家・武家長日御祈禱并本願以来祖師先師之追孝、更不可有如在之儀、殊可有興行沙汰、如此雖申置、有助一期之間者、每事不違日來可致管領、為後日龜鏡、契状如件、

建武四年正月廿五日

院主前僧正有助(花押)

〔古〕二一四五五)

有助の死後は、醍醐寺三寶院の賢俊に仏名院を譲り、さらにその後は賢俊の弟子・光濟へと相承するよう定めたのである。この相伝はまさに「譲与」であって、師資相承はもはや条件となっていない。賢俊は小野流の三寶院流の僧で、有助はもちろんその他の僧からも広沢流を付法された事実は確認できない。

賢俊は、幕府・北朝の有力なブレンであり、彼の支援を得るために有助は仏名院の譲与を取引条件とせざるをえなかったのではないか。あるいは、房玄を支援する大覚寺・南朝の力がかなり強く、賢俊のような大物を表面に出す以外に房玄側と対抗できなくなっていたのかもしれない。賢俊としては、有助が北朝を頼ってきた機をとらえて、幕府の威を背景に仏名院の管領を企てたものである。

有助・賢俊の動きに対抗するように、房玄はこの年の十二月、大覚寺宮寛尊法親王より安堵の令旨〔古〕二一四七六(五)を獲得している。しかし、貞和五(一三四九)年には「仏名院并撰津国野鞍庄」を「有助僧正譲」に任せて賢俊に安堵する、光嚴上皇院宣〔兵〕七一四六)が出され、賢俊の仏名院管領が現実のものとなったのである。この院宣においても、「相伝」、「相承」の文言はなく、師資相承を伴わない純粹の譲与として賢俊の手に渡ったことがうかがわれる。

さらに賢俊と幕府との密接な関係から、院領の野鞍庄は幕府の「政所料所」とされてしまったらしい〔古〕二一四二五)。そこで房玄は、またもや大覚寺宮を頼る。彼の日記の観応二(一三五二)年六月十六日条に、

今日、向大覚寺理趣院了、則參御所、御対面有之、世上之雜談申上了、野鞍庄事申入了、
とあり、続いて同十八日条に、
今日大覚寺蘭湯沐之、野鞍令旨被出了、珍重々々、尤可賀云々、

とある。こうして獲得した大覚寺宮寛尊法親王令旨は、

仏名院領撰津国野鞍庄事、令披露之処、武家既宛行料所云々、此上者直可被申武家哉之由、大覚寺宮御消息所候也、忠深恐惶謹言、

観応二
六月十七日
権少僧都忠深奉

進上 清浄光院法印御房

〔古〕二一四七六(一)

というものであった。既に武家の料所となっているので直接武家に掛け合うように、ということと、同二十二日に房玄は「仏名院申状」を幕府政所の執事代に提出している。

この時のものと思われる、観応二年六月日房玄雜掌成心申状案〔古〕三一四七七)では、「当庄依為承久没収領、自元為武家御成敗地」として武家の進退権を容認した上で「就為本知行領主、如元被返付当庄」と訴えている。この文書に袖に、「治定幸也」という書込があることから、いったん房玄に返付するとの決定が下されたものと思われるが、結局は仏名院は賢俊のものとなったと考えられる。なぜならば、賢俊は、文和四(一三五五)年に、自らの日記に「故仏名院七年忌也」と記しているからである。この「故仏名院」は有助を指すと見られ、仏名院の現院主として先師供養を賢俊が行ったものであろう。そして、これと前後して、仏名院関係の文書から房玄の名は消え、康暦元(一三七九)年には、賢俊の弟子・三寶院光濟が野鞍庄年貢の一部を醍醐寺無量寿院の俊盛に譲与している〔古〕八一一九四七)のである。

北朝・幕府の世俗的権力を背景に、師資相承を伴わない形で仏名院を獲得した賢俊は、新たに、三寶院流の師資相承と一体の形で仏名院を相伝したのである。

四 その後の仏名院

三宝院賢俊から弟子・光濟へと相伝された仏名院は、その後、代々の三宝院の院主によって管領されたものと思われる。ただし、法流としての三宝院流の嫡流は、賢俊↓実濟↓満濟と師資相承されているのに対して、三宝院の院主は賢俊↓光濟↓光助↓定忠↓満濟と相伝されたと思われ、光助、定忠、満濟はみな実濟の付法を受けていることから、光濟以降の院主職の相伝は単系の師資相承ではない。

三宝院の院主と一体となって相承された仏名院は、満濟の手にわたる。その満濟に対して、將軍足利義満から応永六(一三九九)年に与えられたと思われる所領安堵目録(『古』一一六三)が存在する。

この目録は、大きく二部に別れている。前半は「醍醐寺方管領諸門跡等目録」として、醍醐寺内部の院家で、三宝院の管領するものがあげられ、三宝院、宝池院、金剛輪院等の名が記されている。後半は「方々所職」として、一応三宝院からは独立した寺社の所職で満濟の所有するものがあげられ、醍醐寺座主職、伝法院座主、左女牛若宮別当等とともに、「仏名院 院領摂津国野鞍庄并敷地等」と記されているのである。

実際には、醍醐寺座主等も仏名院院主も、三宝院の院主が代々その地位に就くようになっていたが、建前上はあくまでも三宝院からは独立した所職と認識されていたことがわかるのである。

正長二(一四二八)年にも、將軍足利義教より満濟に同様に所領安堵がなされたが、その目録(『古』一一一一)の形式は義満の代と全く同じであり、仏名院はやはり「方々所職」のうちにあげられている。さらに、応仁二(一四六八)年に將軍義政から三宝院政深が安堵された際の目録(『古』一一二二)も、また同様であった。

以上のように、仏名院は三宝院主の相伝となりながらも、独立を保つ

ていたかのように見えるが、実際はどうであったろうか。『満濟准后日記』応永三三(一四二六)年六月一日条に次のような一節がある。

毎年恒例愛染百座供、於京門跡沙汰、(中略)室町殿様御祈、(中略)用脚為野鞍庄役沙汰、所詮自後年可為朝来庄役也、其故ハ彼庄御祈料所也、

「京門跡」とは、賢俊以来の京都における三宝院の拠点・法身院のことであり、代々の將軍が頻繁に立ち寄った場所である。満濟はこの法身院に住することが多かった。その法身院における武家の祈禱の用脚を、仏名院領の野鞍庄より調達しているのである。元来、仏名院と法身院とは何の関係もなく、たまたま三宝院主が両者を管領していたことから、野鞍庄からの用脚が武家の祈禱に流用されてしまったのである。満濟も、よろしくないことと思っただらしく、来年以降は武家祈禱料所の朝来庄から調達すると記している。ところが翌年の『満濟准后日記』同日条を見ると、

今日恒例一日百座愛染供、於京都法身院門跡勤修、支具物野鞍庄役という有様である。

仏名院と一体であるべき野鞍庄が、仏名院から切り離され、三宝院の所領と化しつつあるのである。実は、仏名院から分離したのは、所領のみではなかった。南北朝時代に作成されたと思われる仏名院敷地図(『醍醐寺文書』九二函三八号。東京大学史料編纂所架蔵写真帳による。)には、

本仏丈六アミタ如来被渡之、安置法身院灌頂堂廊、彼本堂破損故云々、定忠時歟、

という書込や、

長日護摩堂者、自賢俊之時、被渡此法身院了、

という書込があるのである。すなわち、仏名院の本尊や堂舎までもが、

三寶院の京都内拠点・法身院へ移されてしまったのであった。もはや、こうなると、仏名院という寺院は解体されて三寶院に吸収されてしまったに等しい。その後、大永六(一五二六)年に、次のような文書が出されている。

三寶院御門跡雜掌申

当御門跡領仏名院事、代々御相承異于他御旧領也、然而(定利義隆)法住院殿御代安威一旦被申賜歟、其砌之事者、御門跡西国仁御座之間、何之御領無御存知事候、去大永三年被尋下候時、其子細被申上畢、件地者為(御子)宣陽門院御旧跡、任御相承之旨、御当知行事、更不可及他妨在所候、以此旨預御申沙汰、被成下御下知者、可為御祝着者也、仍粗謹言上如件、

大永六年七月 日

(「古」九一九八五)

文書の「旧領」、「地」といった文言より、仏名院が寺院の実態を失い敷地として扱われていたことがうかがわれる。その敷地は三寶院門跡領と認識されていたが、安威氏によって押領されてしまったらしい。しかも、三寶院の側でも仏名院の由来すら忘れられるに至ったようで、美福門院の御願であったのに「宣陽門院御旧跡」とされている。

この文書を最後に、醍醐寺文書の中から仏名院の名は消える。いっぽう、長祿四(一四六〇)年の大覚寺評定衆のなかに「仏名院」を名乗るものが見られ、近世にも大覚寺の院家として仏名院の名が残る。「当院自下野出流山千手院兼帯」とされている。⁽⁴⁸⁾この仏名院が、三寶院管領の仏名院とどのような関係にあるかは不明である。かつては大覚寺が仏名院の本家として房玄を支援して賢俊と院主職を争ったという経緯から、三寶院に対抗して、大覚寺内に「仏名院」という名称のみが残されて別の院家として存続することになったものであろうか。いずれにせよ、美福

門院によって左京に建立された仏名院は、消滅してしまったものと考えられよう。

おわりに

以上、長々と考察してきたが、仏名院という氏寺的な中小寺院の相伝形態はいかなるものであったかをまとめてみたい。

創立から中世前期までは、基本的には師資相承と一体の形で相伝が行われたといつてよい。ただし、しばしば院主個人が複数の法流を付法されるため、どの法流と一体になって相伝されるかは確定されていないかった。たとえば、初代聖心から二代円遍へは小野流、それ以後は広沢流系の忍辱山流であり、さらに細かくみれば守誓から有叡へは道俊付法の別相伝の忍辱山流であった。

また、鎌倉時代末期には同族間の相伝も現象としては見られたが、あくまでも師資相承という形式を踏まえた上でのものであった。そして、房玄があらたに「本家の安堵」という権力を背景とした世俗の論理で介入したが、それでもなお、形式上は師資相承というかたちをとっていたのである。

そして、ついに世俗の権力を露骨に利用して、師資相承を伴わずに相伝を成し遂げたのが三寶院賢俊であった。彼によって仏名院は三寶院と一体のものとなされ、三寶院主によって相伝されていくうちに寺領・本尊・堂舎は解体され三寶院に吸収されてしまったのであった。

賢俊以降の仏名院は三寶院付属の院家と同様の存在であり、独立の中小寺院とはみなしにくくなり、広い意味での三寶院流の法流によって相承されていく。その相承は、兄弟弟子間の相伝などの、完全な師資相承とは言えない形でおこなれたのである。もっとも、これは、三寶院自体が座主房として位置付けられる特殊な院家であることにも関わっている

のであろう。

仏名院は、原則として師資相承による相伝が行われた。その点では、「出家」と「院家」の二重構造を持つ大寺院との比較においては、「院家」の相伝に近い原理を持っていたと言える。しかし、大寺院の院家とは異なって、特定の法流の拠点とはならなかった。このことは、まさに院家でもなく出家でもない独立中小寺院という存在の反映に他ならない。すなわち、仏名院は大寺院のひしめく京都に存在することから、院主が主として他の大寺院に本拠を置き、仏名院自体を自らの法流相承の拠点とみなさなかつたことが原因であろう。このため、師資相承は形式的なものととなり、言わば「不安定な師資相承」による相伝がなされ、院主職をめぐる相論が引き起こされ、かつ世俗の論理の影響を受けやすかつたと考えられる。こうした不安定さを、一気に「院家」に引き付けることで結果的に解消したのが賢俊であったのである。

仏名院でみられたような「不安定な師資相承」という相伝形態が、他の氏寺的な中小寺院にも該当するかどうかは検討の余地があるが、ひとまず後考を期したい。

〔注〕

- (1) 黒田俊雄「中世寺社勢力論」(『岩波講座日本歴史 中世2』岩波書店、一九七五年)二四八頁。
- (2) 大石雅章「寺院と中世社会」(『岩波講座日本通史 中世2』岩波書店、一九九四年)一三七頁。
- (3) 黒田俊雄「寺社勢力―もう一つの中世社会―」(『岩波書店、一九八〇年』一四頁)。
- (4) 同右、一一九頁。
- (5) 笠松宏至「仏物・僧物・人物」(同『法と言葉の中世史』平凡社、一九八四年)。

- (6) 上川通夫「平安後期の東寺―供僧と法会―」(『古文書研究』二四号、一九八五年)、同「中世寺院の構造と国家」(『日本史研究』三四四号、一九九一年)。
- (7) 富田正弘「観智院宗宝の生涯にみる教学と寺役―中世東寺における院家と出家―」(中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究 下』(法蔵館、一九八八年)、三三三頁)。
- (8) 上川「中世寺院の構造と国家」三三二頁。
- (9) 永村眞「院家」の創設と発展」(同「中世東大寺の組織と経営」塙書房、一九八九年)、同「院家」と「法流」―おもに醍醐寺報恩院を通して―(『稲垣榮三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房仏書林、一九九一年)。
- (10) 永村「院家」と「法流」一三八頁。
- (11) 土谷恵「鎌倉時代の寺院機構―鎌倉初期の醍醐寺と座主職をめぐって―」(高木豊編『論集日本仏教史 四 鎌倉時代』雄山閣、一九八八年)。
- (12) 上川「中世寺院の構造と国家」三九頁。
- (13) 伊藤清郎「中世の醍醐寺領について」(『山形史学』一八号、一九八四年)六〇八頁。
- (14) 『角川日本地名大辞典 兵庫県の地名』一一七三頁。
- (15) 『台記』久安六年、『本朝世紀』仁平元年、『兵範記』仁平二年、久寿元年の各九月十日条など。
- (16) 井上光貞「日本浄土教成立史の研究」(『井上光貞著作集七』岩波書店、一九八五年)による。二六八―二七〇頁。
- (17) 『改訂増補故実叢書』による。
- (18) 『血脈類集』第四(『真言宗全書』三九)一一二頁、『醍醐寺蔵本伝法灌頂師資相承血脈』(醍醐寺文化財研究所 研究紀要)一号、築島裕翻刻紹介)六二頁。なお『血脈類集記』では「仏教房阿闍梨」と記されているが、誤写であろう。
- (19) 『血脈中院』(『統真言宗全書』二五)二三三頁、『醍醐寺蔵本 伝法灌頂師資相承血脈』四三頁。
- (20) 「大伝法院字頭補任次第」(『醍醐寺文書』一〇四函二一)号。坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について」(『豊山教学大会紀要』一六号、一九八八年)によって翻刻紹介されている。

- (21) 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』七八六頁。
- (22) 大屋徳城「仏殿と十念極楽易往集」(『大屋徳城著作選集 四 日本仏教史の研究三』国書刊行会、一九八八年)、井上光貞注(16) 書第四章第一節、和多秀乗「十念極楽易往集について」(『印度学仏教学研究』三二卷一、一九八三年)など。
- (23) 『血脈類集記 第十』二二九頁。
- (24) 『血脈類集記 第十』では、忍辱山流の真遍付法の弟子として円遍を掲げ、彼の付法の弟子十一人の中に、頼誉があげられている。ちなみに、円遍讓状に連署している僧は、執行円章を始め多くがこの十一人の中に含まれている。
- (25) 『血脈類集記 第十』二三〇頁。
- (26) 『真言宗全書・三九』四三四頁。『仁和寺諸院家記』(『群書類従・補任部』の「香隆寺」部「前大僧正守誉」項に、「頼誉僧正入室灌頂資。道俊僧正重受資」とあり、頼誉からも忍辱山流を受けたとして問題はないであろう。
- (27) 院宣の宛所「大納言僧都」が守誉を指すことは、『仁和寺諸院家記』より明らかである。
- (28) 当時、有助という名の真言僧には、北条兼義の子で鎌倉佐々目の遺身院に住して佐々目僧正と号した人物がいるが、仏名院主の有助はこれとは別人で、香隆寺僧正と号した。どちらもほぼ同時期に活動し、共に東寺長者となっていることからしばしば混同される。
- (29) 宛所「大納言法印」が有助を指すことは、『仁和寺諸院家記』の有助の項を参照。同じく大納言を名乗っていた守誉は、すでに前年に没している。
- (30) 『真言宗全書・三九』四三四頁。
- (31) 『尊卑分脈』(『新訂増補国史大系』)。
- (32) もっとも、この系図は頼誉方の作成したものであるから、敵方の信助の注に聖心流の相承が書き込まれるはずはない。
- (33) 『血脈類集記 第十二』二九三頁。
- (34) 『仁和寺諸院家記』菩提院の信助の項。
- (35) 『弘鏡口説』(『統群書類従・釈家部』)、『野沢血脈集 第二』等によれば、清浄光院も覚雄に与えられたという。
- (36) 榎田良洪「真言密教成立過程の研究」(山喜房仏書林、一九六四年)六七二頁。
- (37) 『親玄僧正日記』については、岩橋小弥太「親玄僧正と其の日記」(『国史学』二、一九〇三年)、親玄僧正日記を読む会「親玄僧正日記」(『中世内乱史研究』一四一、一六号、一九九三、一九九五年)を参照。
- (38) 澤博勝「両統迭立期の王権と仏教―青蓮院と醍醐寺を中心に―」(『歴史学研究』六四八号、一九九三年)。なお、澤氏は寺院の内部抗争の争点は「所領など経済的なものではなく」、「聖教類の帰属であった」としているが、少なくとも仏名院では所領と本尊・堂舎・聖教は不可分のものと認識されていたように思われる。
- (39) 『貞和四年記』(『統群書類従・雑部』)正月八日条。
- (40) 『貞和四年記』十月二十五日条。
- (41) 『観心二年日記』(『統群書類従・雑部』)三月二十九日条、四月二日条。
- (42) 森茂暁「三寶院賢俊について」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』(吉川弘文館、一九九〇年)など)。
- (43) 『観心二年日記』。
- (44) 『観心二年日記』六月二十二日条。
- (45) 『三寶院賢俊僧正日記』(『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』十三号、一九九三年、橋本初子翻刻紹介) 文和四年五月十一日条。
- (46) 『五八代記』(『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』四号、一九八二年、佐和隆 研紹介)。
- (47) 『統群書類従・補遺』。
- (48) 長祿四年学堂文書惣目録(大覚寺史資料編纂室編『大覚寺文書・上』「大覚寺所蔵文書」三五号)。
- (49) 『大覚寺譜』(『大覚寺文書・上』)。